平成24年12月12日第4回上峰町議会定例会は、									町議場に招集された。 (第4日)						
	1番	原	田		希	2番	寺	﨑	太	彦	3番	橋	本	重	雄
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	林		眞	敏	6番	松	田	俊	和
(10名)	7番	岡		光	廣	8番	吉	富		隆	9番	中	Щ	五.	雄
	10番	大	Ш	隆	城										
欠席議員 (0名)															
地方自治法	町		長	短	演	勇	平		教	育	長	矢重	動丸	壽	之
第121条の	会計	管 理	1 者	原	. 槙	義	幸		総	務 課	長	池	田	豪	文
規定により	企 画	課	長	北	島		徹		税	務課	! 長	白	濱	博	己
説明のため	住民	課	長	江	頭	欣	宏		健原	康福祉	課長	岡		義	行
会議に出席した者の職	振興 農業委員			江	. 﨑	文	男		生》	 医学習	課長	福	島	日占	出夫
氏名	教育	課	長	小	、 野	清	人		文	化 課	長	原	田	大	介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	罫務 昂	哥長	隺	是 田	良	弘		議会	金事務局	係長	石	橋	英	次

議事日程 平成24年12月12日 午前9時30分開会(開議)

日程第1	議案審議

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度上峰町一般会計補正予算(専決第2号))

日程第2 議案第53号 上峰町暴力団排除条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第54号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例

日程第4 議案第55号 平成24年度上峰町一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第56号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第57号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2

号)

日程第7 議案第58号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第59号 土地の取得について

日程第9 議案第60号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第10 議案第61号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第11 議案第62号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第63号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前9時30分 開議

〇議長(大川隆城君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第52号

〇議長 (大川降城君)

日程第1. 議案審議。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度上峰町一般会計補正予算 (専決第2号))。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

備品購入費の中で、国民審査読み取り分類の機械ということで2,310千円計上されておりますけれども、これは国民審査専用の機械であるものか、他の選挙に使えるものかどうか、 台数が何台なのか、お尋ねしたいと思います。

〇総務課長(池田豪文君)

国民審査以外にも使います。それはセットをし直さなきゃいけないんですけれども、使います。それで、1台でございます。(「はい。以上でした」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第53号

〇議長 (大川降城君)

日程第2. 議案第53号 上峰町暴力団排除条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川降城君)

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第54号

〇議長 (大川降城君)

日程第3. 議案第54号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第55号

〇議長 (大川降城君)

日程第4. 議案第55号 平成24年度上峰町一般会計補正予算(第4号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

説明書の3ページでございますけれども、町税、固定資産税、17,000千円程度ふえておりますけれども、この課税客体の数といいますか、対象数といいますかね、そこら付近の内容はどんなふうになっておるんでしょうかね。

〇税務課長(白濱博己君)

この固定資産税につきましては、主に償却資産の件でございますが、この償却資産というのは、当初、1月から2月にかけて申告されるわけでございますが、年度当初の予算と、それから確定ということで、減歩の見込みにより、予想より少なくなったということであります。

また、当初予算以後に企業数社から償却資産の修正申告等があっております。大手BSさんもそうでございますが、その関係で、今回17,788千円ということでお願いをするものでございます。

以上でございます。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

民生費の14ページ、それから16ページ。

まず、14ページについては、民生費の高齢者配食事業委託料というのがありますけれども、これは委託される人は何名か、あるいは、もしわかれば、委託を受けている人が何名いるのかということ。

それから、16ページの一番上ですけれども、需用費の消耗品費、これは当初予算で確定できなかったものなのかどうなのか、この2点についてお伺いします。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

この件につきまして、当初150円の860食で計画をしていましたけれども、この分で件数が ふえまして、委託人数的には30人ちょっとなんですけれども、社会福祉協議会のほうに委託 をしております。

以上です。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

おはようございます。林議員のほうより御質問の16ページでございます。

4款.衛生費、2項.清掃費、3目.塵芥処理費、11節.需用費の1の消耗品費968千円 についてでございます。

このことについては、可燃ごみ袋の白の大の販売に伴う仕入れ分の補正でございます。当初予算では、可燃ごみの大、1枚単価12円3銭4厘で、枚数が月2万枚、それの12カ月で24万枚を見込んで、2,963,520円で見ておりました。そして、可燃ごみの小、1枚単価9円3銭9厘で見て、月5,000枚、12カ月で年間6万枚、563,850円、不燃ごみ袋、黄色ですけれども、これが1枚単価15円8銭8厘、それの月1,000枚の12カ月で190,638円、合計の3,718,008円は3,719千円で計上しておりましたが、可燃ごみ白袋の販売枚数の実績が10月末現在で18万5,200枚で、月平均が2万7,000枚になっておりますので、今回、決算見込みを計算しましたところ、11月から3月までの5カ月間で2万7,000枚掛けるの5カ月で13万5,000枚となります。決算見込みの枚数についても、32万4,000枚として計算しますと、決算見込み額が12円3銭4厘を掛けますと、3,963,330円となります。当初見込みの24万枚の1枚単価12円3銭4厘を掛けますと、2,935,800円でしたので、その差し引き増額枚数が8万4,000枚で、今回、金額は1,027,500円となりますが、予算残額と精査しましたところ、968千円になりまし

たので、今回の補正をよろしくお願いいたします。 以上です。

〇5番(林 眞敏君)

ということは、不足したということですね。町民サイドからすれば、ごみが多くなったと。 家庭から排出されるごみが減量でなくて、ふえてしまったという見積もりですね。そういう ことで考えていいですか。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

ごみの量は減っております。それで、なぜ可燃ごみ袋の大の販売がふえたのかということで、ある委託の販売業者の方にお伺いしたんですよ。そしたら、年代的には、30歳代から40歳代、50歳代の主婦の人が多く購入されておられます。それで、要は袋の有効活用だそうです。私はもう押し詰めて出しますけど、ある方はぱらっと入れて出されると、そういった形で、袋の有効活用で枚数がふえておるのじゃないかということで販売の委託業者の方は言っておられましたので、そういうことでよろしくお願いいたします。

〇議長 (大川隆城君)

よろしいですか。(「はい、いいです。わかりました」と呼ぶ者あり)

〇9番(中山五雄君)

13ページの2目の障害者福祉費の中の節の20の扶助費、説明の介護・訓練等給付費5,308 千円ですか、これはどういうことをされておるですか。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

内容的には、就労支援、あるいは障害者の方のグループホームなどの障害者サービスのための給付費でございます。

〇9番(中山五雄君)

いや、訓練と書いてあるから、中身についてどういう訓練をされているかなと。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

例えば、通所でいきますと、本町でいきますと、ふれあい館というようなところがあります。そういうところで、障害者が自立に向けまして、後々自立できるように若干の賃金をもらいながら、そこで就労をされていると。その就労の部分につきまして、こちらの給付費のほうからその支援費を出しているということになります。

以上です。

〇9番(中山五雄君)

そしたら、障害者は、今、上峰町に大体何名ぐらいおられますか。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

身体障害者というのが約360名、それから知的障害者というのが約70名いらっしゃいます。 以上です。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇6番(松田俊和君)

16ページ、右上の段の塵芥処理費の中のごみステーション容器補助金140千円とありますが、これは何個分になっているわけでしょうか。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

この件につきましては、4基分です。

場所につきましては、上坊所、旧中村建設の西側で現在設置されておりますが、老朽化に よる取りかえの分でございます。

2つ目が下坊所、ドリームタウン上峰南側の新興住宅分で、増設で1基です。

3基目が下坊所で、町道西峰東西線の沿線に新興住宅が建設されております。設置箇所については、重松鉄工所より約250メートル南の交差点付近に町有地がありますので、そこを見込んでおります。

4 基目です。これは碇地区で、碇の区長さん方の西側50メートル付近に現在設置しておりますが、老朽化による取りかえの分でございます。

以上、4基です。よろしくお願いいたします。

〇6番(松田俊和君)

その件に関して、当初予算で35千円、これは1カ所分掛けるの4でちょうど140千円になりますが、要するにこの4カ所分に関して、何で当初予算のときから――老朽化といえば、それはわからないかもわかりませんが、5個分を当初予算でもって上げればいいことであって、何でこういうふうに補正をかけたのかをまたお伺いしたいんですけど。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

このことについては、上峰町ごみステーション廃棄物一時仮置き容器購入補助金交付要綱に基づいて出しております。受給資格者である区長様が申請をされますので、当初予算ではまず1基を頭出ししておった関係で、よろしくお願いいたします。 (「そうですか。わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

○2番(寺崎太彦君)

3ページの町民税の1目. 個人の増加の理由を教えてください。

〇税務課長(白濱博己君)

この件に関しましては、町民税の修正申告があっております。税務署に所得税の修正申告があって、それから住民税の申告ということでございますので、その分の当初の賦課から増加分が4,247千円の増加でございます。あと、年少扶養控除廃止に伴いまして、現予算から

5,480千円の増加、合わせて9,727千円です。

年少扶養控除廃止といいますのは、子ども手当てにかかりまして、控除がなくなりました。 この分が昨年は916名でございましたが、今回、廃止で380人となっておりますので、536人 の減少の分の増加ということでございます。

以上でございます。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇3番(橋本重雄君)

4ページですね。12款の使用料及び手数料の庁舎別館1階使用料ということで予算が上がっていますけれども、これはどこが使用されることになっているんですかね。

〇企画課長(北島 徹君)

先ほどのお尋ねでございますけれども、これは緊急雇用基金事業の関係で、三養基西部土 地改良区のほうにお貸しをいたしております。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇1番(原田 希君)

説明書の7ページ、款の17. 寄附金の1目. 総務寄附金1,000千円の説明をお願いします。

〇議長 (大川隆城君)

答弁はいかがですか。

〇企画課長(北島 徹君)

7ページ、款の17の寄附金でございますが、この寄附金に関しましては、上米多の田中様より1,000千円いただきましたので、今回、この補正で計上をいたしております。

以上です。

〇1番(原田 希君)

この1,000千円は何か使われる予定は今のところありますか。

〇企画課長(北島 徹君)

寄附をされました田中様から特段の使途について限定はございませんでしたので、一般的な財源として受け入れをさせていただいていますので、これを何らかの限定したものに使用するということは、現時点では考えておりません。

以上です。

〇6番(松田俊和君)

21ページ、下の欄の教育費の中の1目、保健体育総務費の中の節の8、報償費ですか、これの各種大会参加賞とありますが、これは何がふえたわけでしょうか。

〇生涯学習課長(福島日出夫君)

この分は、タオルの代金でございます。 (「タオル」と呼ぶ者あり)歩こう大会の参加の タオルになります。 (「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇8番(吉富 隆君)

22ページ、款の11. 災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、補正を5,800千円ほどされております。当然これは耕地整理ため池の災害復旧に伴う工事費だと思いますが、6,000千円ほど工事費は上がっております。この内訳についてお願いをしたい。

〇振興課長 (江﨑文男君)

これにつきましては、議員おっしゃるとおり、耕地整理ため池の災害復旧工事でございます。中身につきましては、余水吐き及び下流の護岸ということで、下流の護岸のブロック積みといたしまして28メートル、それと17.4メートルであります。余水吐きの張りコンクリートといたしまして、28メートルがあります。先ほどの説明のとおり、一応ブロック積みの復旧工事と余水吐きの張りコンの復旧工事の内容でございます。

以上です。

○8番(吉富 隆君)

これは7月の大雨による災害であろうと思います。そういった中で、これは激甚に指定されたのではなかろうかと思っております。

そうしますと、工事の内容については理解をいたしましたが、一般財源からも677千円という明細が上がっております。これにつきましては、受益者負担というか、地域負担というのがあるのではないかなと思いますが、その辺についてはどのようになっておるでしょうか。

〇振興課長 (江﨑文男君)

受益者負担につきましては、済みませんけれども、予算書の4ページをお願いしたいと思 います。

4ページの款の11の分担金及び負担金の目の1の農林水産業分担金ということで731千円上げております。これにつきましてが受益者負担金でございまして、査定金額が5,492千円でありましたので、これに今のところ、この予算当時につきましては、約80%の補助がつく試算でありまして、残りの補助残の3分の2が受益者負担という規定になっておりますので、ここに掲げております731千円が受益者負担となります。

ただ、今回の議会の中でも説明をいたしましたけれども、当初、この予算をつくるときには、うちの試算として、約80%の補助率ということでしたけれども、今現在、国に申請しておりますのが、先ほど御説明もありました激甚災害によります補助率増嵩申請でございます。そういう中で、今現在、補助率増嵩申請の中では87.9%の補助率で国のほうには申請しているところでございます。

〇8番(吉富 隆君)

本当に激甚に指定はなされたということで、補助金はつくものと、こういうふうに思います。しかしながら、ことしの当初予算におきましても、ヒアリングまでして、3億円の予算を組まれて、実質的には1割程度しか補助金がおりておりません。そういったこともございますので、きちんとした形でお取り組みをしていただきたいと思います。

それと、3分の2が受益者負担と、731千円ということでございますが、地元との協議は済んでいるでしょうか。

〇振興課長 (江﨑文男君)

まず、農林災害につきましては、地区からの申請ということになります。よって、耕地整理ため池につきましては、ため池台帳上では、屋形原地区の管理ということになっています。そういうふうなところで、一応屋形原地区のほうとお話をした中で、ここの受益者負担につきましては、三養基西部土地改良区のほうで負担をするということで、三養基西部土地改良区のほうから農林災害の申請をいただいておるところでございます。

以上です。

〇8番(吉富 隆君)

私も関連をしておりますので、731千円というのは大変大きな金額になります。そういったことを踏まえますと、当然受益者が出すということで、法的にはそうなっているものの、土地改良ということでございます。そういったことも承知はしておりますが、本当に激甚というふうなことで指定は受けたものの、やはり地元負担はしなくちゃならないような形になっておる中で、三養基西部土地改良が負担を出すということになっているようでございますが、そうしますと、あそこのため池には農業用水、要するに筑水の水が落とし込むようになっております。そうしますと、あそこの堤防は100メートルぐらいございます。水漏れが激しいんですよね。じゃあ、これも土地改良で見るのか、行政はそれにはタッチしないのかどうかという問題が事実上、起きております。

そうしますと、今の気象状況が変わった中で、ゲリラ的な雨が降るような傾向が非常に強くなってきた。そうしますと、大きな災害になりかねない。そこら辺について、行政として どのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと。

〇振興課長 (江﨑文男君)

おっしゃるとおり、耕地整理ため池につきましては、漏水箇所がございます。それで、今まで町の考え方としては、漏水しているため池、要するに老朽ため池という取り扱いになるんですけれども、これにつきましては受益面積に応じた国の補助、県の補助等がございます。今まで下流のほうに下の新立の堤がございます。それを数年前にさかのぼるところ、一応老ため事業ということで、県のほうで事業をした経緯がございます。その中でいきますと、補助残の分の、全体的にいいますと、10%ほど受益者から徴収している例がございます。町と

いたしましても、そういうふうな例をもとに、もしここの耕地整理ため池の老朽ため池事業 ということでしますと、それも今のお話からすると、10%ほどの受益者負担は必要かと思っ ているところでございます。

〇8番(吉富 隆君)

中身については理解をしておるところでございますが、行政と土地改良区の事務局とお話はされているようでございますが、まだ書類的に決裁はしておりませんが、非常に理事さんの決定事項にもなる可能性があるので、そこら辺については行政のお力添えを今後はお願いをすることになろうかなと僕は思っております。本当に災害は災害として、当然その復旧工事はやらざるを得ない。しかしながら、今現在、土地改良の財政的なことにつきましては、本当に火の車であって、受益者負担が年間16,000千円しかございません。そうしますと、土地改良事業と言われても、非常に難しい面が出てくる可能性があるんですね。そうしますと、どうしても行政のほうにお願いをせざるを得ない部分が出てきます。そういったことも勘案したところで、行政の方にもお力添えをここでお願いをしておきたいというふうに思います。と同時に、この補助金が87%ぐらいの激甚で予定をされているようでございますが、これの変更があるとすれば、またこの問題等々は非常に難しい問題も出てくると思います。

それと、もう1点ですが、これはいつ工事をされる予定をされているでしょうか。

〇振興課長(江﨑文男君)

これにつきましては、年明け早々に入札をいたしまして、3月末には完了という運びで行っていきたいと思います。

○8番(吉富 隆君)

ぜひとも早急な執行をしていただきたいなと思います。

こういった金銭面に対しても、非常に難しい問題が――731千円とはいえ、土地改良としては大きな金額になる状況下にございますので、その辺については頭の隅に入れておいていただきたいと、振興課長にお願いをいたします。中身については理解をいたしました。

以上で終わります。

〇6番(松田俊和君)

10ページ、中ほどの欄の防犯対策費の中の右の欄、防犯灯電柱移設工事300千円とありますが、何カ所と、場所はどこになるわけでしょうか。

〇総務課長 (池田豪文君)

1カ所でございまして、場所は井手口でございます。 以上です。

〇6番(松田俊和君)

これは何で移設をせんといかんやったわけですかね。

〇総務課長(池田豪文君)

井手口団地西線ですね。イオンの東側にありますけれども、ちょうど南北に通っておりますが、その道路をつくりました際に、街路灯がずっとついております。その街路灯に電気を供給するに当たりまして、付近に電柱がなかったものですから、井手口北住宅のほうから電柱を引っ張ってきていたと。それが私有地の中にその電柱を引き込んでおりまして、今般、その私有地の所有者の方から電柱を移転してほしいという要請がありまして、それで歩道のほうに電柱を移設する分でございます。

なお、その電柱には配電盤がついておりますので、配電盤も一緒に電柱を移設するに当たりまして、これだけのお金がかかるということでございます。

〇6番(松田俊和君)

以上です。

そしたら、20ページ、中学校費の中の上の欄、節の11に修繕料とありますが、764千円、 これはどこをされたわけですかね。

〇教育課長 (小野清人君)

今般要求しております764千円ですが、中学校の体育館、2階の教官室にございます防排煙の扉をあけます配電盤の修理が1点でございます。それと、同じく体育館の天井の光電式の感知器の取りかえでございます。それと、同じく体育館の火災報知機の電池の取りかえ、消火器の詰めかえと、大体体育館関係の消火関係の修繕ということになります。

以上です。

〇6番(松田俊和君)

要らぬ意見で失礼ですけれども、この修繕料という名称で上げられる関係で、先ほどの議会でも大分注目になりました洋式便所の件ですけれども、3月の補正予算でもって、こういうふうな状態で上げていただけるように要望して、私の意見を終わります。

以上です。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

ちょっとお尋ねします。

8ページの雑入の中の説明の上から3番目、子どもの高額医療給付金、これが2,000千円上がっておりますが、高額医療というのは幾らからになっているものでしょうか。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

この件につきましては、高額医療費の部分については、金額の増減はありません。例えば、防衛省の共済組合の目達原支部のほうから子どもの高額医療を病院に申請いたします。そして、その分が町のほうに来ます。それで、その分をまた、例えば、防衛省のほうに請求いたしますので、高額医療費の制限はないというふうに思っております。

〇9番(中山五雄君)

高額医療費の制限がないと。そしたら、医療費だけでよくないか。高額と書いてあるから、 幾らからが高額かなと思って聞いているんですけれども。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

済みません、手元に高額医療費制度のことということでありまして、高額医療費制度は、 病院など、医療機関や保険調剤薬局に支払った医療費の自己負担が一定の金額を超えた場合、 その超える金額が高額医療費として給付される制度となっております。

それで、高額医療費の計算にはさまざまな要件がありますというふうになっております。 そして、70歳未満の方の所得区分ということで…… (「違う。子供……」「子供です」と 呼ぶ者あり)済みません、子供ですね。 (「暫時休憩……」と呼ぶ者あり)

〇町長 (武廣勇平君)

暫時休憩をお願いします。

〇議長 (大川隆城君)

ただいま執行部より暫時休憩の申し出がございましたけれども、休憩することに御異議ご ざいませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午前10時9分 休憩 午前10時30分 再開

〇議長 (大川隆城君)

再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

先ほどの9番議員の質問に対して、執行部の答弁を求めます。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

先ほどは大変失礼いたしました。私の勉強不足で御迷惑をかけました。

そこで、高額医療費の自己負担限度額について調べてまいりました。年齢や所得によって 異なりますが、一般は1カ月の負担の上限額は80,100円となっております。

以上でございます。

〇9番(中山五雄君)

そしたら、現在、子供が高額医療を受けておられる人は何名ぐらいおられますか。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

今現在、3名です。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

最後になりますが、9ページの下から3番目の市町村職員共済組合の追加費用、これが6,000千円ほど戻ってくるようになっていますけれども、これはどういう経過でこういうぐあいになったのか、ちょっとお願いをします。

〇総務課長 (池田豪文君)

地方公務員、国家公務員にも言えることでございますが、以前は恩給制度がございました。 それで、地方公務員の場合でいいますと、昭和37年12月から全ての地方公務員について共済 年金制度になっております。それで、以前の恩給制度に伴うところで、恩給といいますと、 個人負担がございませんでしたので、その費用につきまして各地方公共団体が負担するよう になっておりまして、当初、月額当たり24,498,408円の12カ月で1000分の76.5という試算で 予算を組んでおりました。それが実質23,497,808円の12カ月で1000分の56.3という計数で、 計数が低くなりましたので、月額の給与自体も若干当初予算よりも落ちておりますが、そう いうぐあいで、実質的には15,875,119円で、その恩給に見合う分の負担が済むということに なりましたので、この金額について減額をさせていただいているところでございます。 以上です。

〇5番(林 眞敏君)

そうすると、これは今年度限りという、とりあえず初めてですね。あるいはもう、来年度 からは恐らくこういうことはないと、事態が生じてこないと思いますけれども。

〇総務課長(池田豪文君)

それは何とも申し上げられないですね。当初予算を組むに当たりましては、大体今月から来月に向けて予算は――本課のほうではもう組んでいるんですけれども、あと企画課のほうで集計されまして、そして当初予算を組んでいくわけでございますが、現時点の見込みということで上げていきますので、そしてまた、国のほうで全地方公共団体の分を精査されて、そして決定していくものでございますので、当初予算の組み方並びにその計数がどうなるか、そういったことで返答がございますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇6番(松田俊和君)

17ページ、一番上の段の道路維持費の右の欄の町道補修等と「等」が書いてありますが、この辺の意味の内容と、どこの箇所を何カ所やられたかを教えてください。

〇振興課長 (江﨑文男君)

今回のこの町道補修等工事ということで550千円お願いしているところでございます。場所につきましては、工場団地内のブリヂストンベカルトの南側にある外周道路です。町道名といたしましては、町道工場団地1号線ということになりますけれども、そこのところにため池等がございまして、そこに釣りに来る方が結構おられます。もともとは土曜、日曜が結構多かったんですけれども、今は平日の日も結構来られて、町道のところに駐車をされて、非常に隣接の人たちから苦情等が参っております。

そこで、現地踏査をした中で、隣接するところに駐車場スペースが2カ所ほどありますので、その駐車場スペースのところに車をとめてもらうように、側溝のほうにグレーチング等をかぶせて、駐車場の利用を考えているところでございます。

それとあわせまして、途中途中にカラーコーンを10カ所ほど設置いたしまして、駐車禁止を促すという役目も今回の工事でしたいと思っておりますので、そのような工事ですので、 道路をどうのこうのするような工事じゃありませんので、今回はちょっとこのような形で、 町道補修等というような名称で上げているところでございます。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

20ページですけれども、教育振興費、扶助費の中で、要・準要就学援助費で297千円上がっておりますけれども、この要保護・準要保護の対象範囲、それから手続ですね。これは本人が届け出をするものか、民生児童委員さんを通じてやるものか、そこら付近をちょっとお尋ねしたいと思います。

〇教育課長 (小野清人君)

準要保護の対象範囲ということでございますが、国から示された計算式がございまして、その家庭の所得を12で割ったところが国の試算から1を下回りますと対象となります。0.96とか0.98とかいう――これは例えばです。親子4人で暮らしていれば、月当たり140千円必要だという試算があります。その家庭の4人の総所得が140千円を下回れば、対象となります。

また、手続については本人の手続申請になります。 以上です。

〇4番(碇 勝征君)

国の基準でということでございますけれども、例えば、その世帯が、本人が教育委員会の ほうに申請をするわけですか。その手順ですね。

以前、私が認識したところでは、何か民生委員さんを通じてという形式じゃなかったかなというふうに思いますけれども、現在は、本人が学校を通じての手続ということですかね。

〇教育課長(小野清人君)

以前は、民生委員さんの御意見をいただいておりました。で、本人が申請をしておりましたが、現在は民生委員さん等の意見は添付する必要はないと。本人さんの申請で教育委員会のほうに受け付けをしております。

以上です。

〇4番(碇 勝征君)

私がお尋ねしたのは、対象範囲というのは、例えば、母子世帯とか父子世帯とか、それから生活困窮者、そこら付近、いわゆる生活保護世帯に準ずるような対象範囲かなということも一つございますので、特に母子世帯、父子世帯の取り扱い、もちろん、申し出があったら、例えば、所得証明とか、何かそういうやつでチェックするんですかね。

〇教育課長 (小野清人君)

対象範囲といたしましては、今、碇議員がおっしゃったとおりの対象範囲でございます。 多いのは、ひとり親家庭、特に母親家庭が主でございます。中には、夫婦いらっしゃいます が、生活が困窮されているという家庭が多いです。父子家庭としては、現在はありません。

また、所得については、勤め人であれば、前年度の源泉徴収票、それと勤めていなければ、 確定申告の申告書の写しをいただいて、それをもとに計算しております。

以上です。

〇4番(碇 勝征君)

要するに、正規社員であれば、そういう源泉徴収票とか、そういうことがあると思いますけれども、パートとか、そういう程度の世帯については、その辺の把握がなかなか難しいかと思いますけれども、そこら付近のパート者の取り扱いの中身といいますか、そこら付近まできっちり審査をするということですかね。

〇教育課長 (小野清人君)

今、碇議員はパートでは源泉徴収票がないのではないかというふうにおっしゃいましたが、 パートでも源泉徴収票は出されますので、それにおいて審査をしております。また、私は源 泉徴収票がないという方であれば、税務課のほうに行って確定申告をお願いしております。 以上です。

〇4番(碇 勝征君)

それでは、対象人員ですね。現在、受給されているといいますか、該当者の数をよろしかったら教えてください。

〇教育課長(小野清人君)

総世帯で44世帯、児童・生徒数が63人です。小学校が30人、中学校が33人いらっしゃいます。その中に、生活保護を受けていらっしゃる家庭が3世帯ございます。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇2番(寺﨑太彦君)

済みません、18ページの一番上の9款.消防費、1項.消防費、2目の消防施設費の節の19の鳥栖三養基地区消防事務組合負担金の727千円の内容説明をお願いいたします。

〇総務課長 (池田豪文君)

平成24年度の当初予算では、129,121千円計上しておりました。これは鳥栖三養基地区消防事務組合のほうから当初予算の計上ということで御連絡をいただいた部分でございましたが、交付税等、そういったものが決定いたしてきましたので、実質的には129,848千円という額になりましたので、不足額について計上させていただいているところでございます。以上です。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第56号

〇議長 (大川隆城君)

日程第5. 議案第56号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第57号

〇議長 (大川降城君)

日程第6. 議案第57号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第58号

〇議長 (大川降城君)

日程第7. 議案第58号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川降城君)

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第59号

〇議長 (大川隆城君)

日程第8. 議案第59号 土地の取得について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

この土地につきましては、最終段階という説明があったようでございますけれども、念の ため、全体面積、いわゆる公社で総購入された面積と今回ということでございますが、よか ったら、全体面積をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

〇企画課長(北島 徹君)

申しわけございませんが、全体面積と申し上げますのは、中央公園全体を購入したときの 面積ということでございますか。

〇4番(碇 勝征君)

中央公園とおたっしゃ館、両方あるかと思います。それぞれの面積がわかれば、お願いしたいと思いますけれども。

〇企画課長(北島 徹君)

中央公園の部分に関しましては、手元のほうに資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、後で御報告をさせていただきたいと思います。

もともと中央公園用地ということで取得をいたしまして、その経過の中で老人福祉センターを建設するということで、このおたっしゃ館用地が変更になって、今回、それを買い戻すということでございまして、この面積につきましては、議案の中で掲載をしている面積がおたっしゃ館の全体面積ということになります。

以上でございます。

〇4番(碇 勝征君)

所在地等の面積の中で、(1)と(2)がございます。それぞれ地番も違うようでございますけれども、この(1)と(2)を合わせた面積、約6,000幾らですかね、これがおたっしゃ館、老人福祉施設の対象面積ということで、全体の面積ということですかね。

〇企画課長(北島 徹君)

はい、そうでございます。107番地の1、これにつきまして平成13年の1月20日に取得をいたしております。それから、107番地の2、これが平成11年12月9日取得ということで、この2つを合わせまして、おたっしゃ館用地というふうになります。

〇議長 (大川隆城君)

よろしいですか。 (「後で中央公園をお願いします」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第60号

〇議長(大川隆城君)

日程第9. 議案第60号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大川隆城君)

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第61号

〇議長 (大川隆城君)

日程第10. 議案第61号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第62号

〇議長 (大川隆城君)

日程第11. 議案第62号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第63号

〇議長 (大川隆城君)

日程第12. 議案第63号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川降城君)

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれ

をもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前10時50分 散会